

施工体制台帳作成要領

ウェブページ掲載の施工体制台帳は書式の例であり、内容を網羅したものであればレイアウト等が違っても差し支えない。

1 自社（元請）に関すること

(1) 作成者

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という。）が作成すること。

作成時期は、下請金額にかかわらず下請契約を締結した時点である。

(2) 「会社名」欄には、元請の商号又は名称を記入すること。

共同企業体の構成員である場合は、商号又は名称の後ろに（ ）書きで当該共同企業体の名称を記入すること。

(3) 「事業所名」欄には、工事を行う事業所の名称を記入すること。(例)〇〇工事作業所

(4) 「建設業の許可」欄には、許可を受けた業種をすべて記入すること。

(5) 「工事名称及び工事内容」欄

工事名称は、県との間の工事請負契約書記載の工事名を記入すること。

工事内容は、受注工事の規模等が判別できる内容を記入すること（工事内訳の要約等）。

(例)型枠工事の場合

一般型枠組立 m^2 、打放型枠組立 m^2 、スリット目地棒 m 、運搬作業 m^2

(6) 「発注者名及び住所」欄

発注者名は、県との間の工事請負契約書記載の発注者契約担当者を記入すること。

(7) 「工期」欄には、県との間の工事請負契約書記載の工期を記入すること。

(8) 「契約日」欄には、県との間の工事請負契約書記載の契約日を記入すること。

(9) 「契約営業所」欄

「元請契約」欄には、県と当該請負契約を締結した営業所の名称及び住所を記入すること。

「下請契約」欄には、1次下請契約を締結した営業所の名称及び住所を記入すること。

(10) 「保険加入の有無」欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には、「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。

(11) 「営業所の名称」欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を記入すること。

(12) 「健康保険」欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入すること。

(13) 「厚生年金保険」欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入すること。

(14) 「雇用保険」欄には、労働保険番号を記入すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入すること。

(15) 「発注者の監督員名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄

「発注者の監督員名」欄には、県の監督職員の氏名を記入すること。

「権限及び意見申出方法」欄の記入例

- ・権限：請負契約書第〇条記載のとおり

・意見申出方法：文書による（契約書第△条のとおり）

(16) 「監督員名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄

「監督員名」欄には、1次下請工事に対して監督員を置くときに監督員の氏名を記入すること。

「権限及び意見の申出方法」欄は、契約書や通知書に定められている場合は、その旨を記入した上で書面を添付すること。これによらない場合は具体的に記入すること。

「権限及び意見申出方法」欄の記入例

- ・権限：下請契約書第○条記載のとおり、別添通知書のとおり など
- ・意見申出方法：文書による

(17) 「現場代理人名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄

「現場代理人名」欄には、元請が県に対して現場代理人を置くときに現場代理人の氏名を記入すること。

「権限及び意見申出方法」欄の記入例

- ・権限：請負契約書第○条記載のとおり
- ・意見申出方法：文書による

(18) 「監理技術者名・主任技術者名」欄及び「資格内容」欄

「監理技術者名・主任技術者名」欄には、元請の監理技術者、主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。

「資格内容」欄の記入例

- ・資格等による場合 建設業法「技術検定」1級土木施工管理技士
- ・経験年数による場合 高校卒（土木学科）5年以上の実務経験

(19) 「監理技術者補佐名」欄及び「資格内容」欄

「監理技術者補佐名」欄には、専任特例2号の場合に専任で配置する監理技術者補佐の氏名を記入すること。

「資格内容」欄の記入例

- ・資格等による場合 建設業法「技術検定」2級土木施工管理技士及び1級土木施工管理技士補

(20) 「専門技術者名」欄には、元請の専門技術者の氏名を記入すること。

「資格内容」欄の記入例は1の(18)参照

「担当工事内容」欄には、担当工事の規模等が判別できる内容を記入すること（工事内訳の要約等）。

(21) 「一号特定技能外国人の従事の状況」欄は、一号特定技能外国人の従事の有無を○で囲むこと。

(22) 「外国人技能実習生の従事の状況」欄は、外国人技能実習生の従事の有無を○で囲むこと。

2 下請負人に関する事項

(1) 「会社名」欄、「代表者名」欄及び「住所電話番号」欄

1次下請負人に関して記入すること。

(2) 「工事名称及び工事内容」欄

元請から1次下請負人に付した工事について記入すること。

工事名称は、1次下請負人との間の下請契約書記載の工事名を記入すること。

工事内容は、下請工事の規模等が判別できる内容を記入すること（工事内訳の要約等）。

記入例は1の(5)参照

(3) 「工期」欄及び「契約日」欄

元請から1次下請負人に付した工事について記入すること。

(4) 「建設業の許可」欄には、許可を必要とする工事にあつては1次下請工事の施工に必要な許可業

種を記入すること。すべての許可業種を記入する必要はない。

- (5) 「保険加入の有無」欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。
- (6) 「営業所の名称」欄には、請負契約に係る営業所の名称を記入すること。
- (7) 「健康保険」欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあたっては組合名）を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入すること。
- (8) 「厚生年金保険」欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入すること。
- (9) 「雇用保険」欄には、労働保険番号を記入すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入すること。
- (10) 「現場代理人名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄
「現場代理人名」欄には、1次下請負人が元請に対して現場代理人を置くときに現場代理人の氏名を記入すること。
「権限及び意見の申出方法」欄は、契約書や通知書に定められている場合は、その旨を記入した上で書面を添付すること。これによらない場合は具体的に記入すること。
「権限及び意見申出方法」欄の記入例
・権限：下請契約書第○条記載のとおり、別添通知書のとおり など
・意見申出方法：文書による
- (11) 「主任技術者名」欄には、1次下請負人の主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。特定専門工事で、一定の条件の下、主任技術者の配置を要しない場合は、元請負人の主任技術者の氏名、所属会社名を記入すること。
「資格内容」欄の記入例は1の(18)参照
- (12) 「専門技術者名」欄には、1次下請負人の専門技術者の氏名を記入すること。
「資格内容」欄の記入例は1の(18)、「担当工事内容」欄の記入は1の(20)参照
- (13) 「安全衛生責任者名」欄には、1次下請負人の安全衛生責任者の氏名を記入すること。
安全衛生責任者は、統括安全衛生責任者の選任を要する作業所において選任されるものである(労働安全衛生法第16条)。
統括安全衛生責任者は元請が選任し、下請業者を含めて労働者が常時50人以上（ずい道等の工事、圧気工事、一定の橋梁工事の場合は30人以上）就労する作業所に設置をするものである(労働安全衛生法第15条、同法施行令第7条)。
- (14) 「安全衛生推進者名」欄には、1次下請負人の安全衛生推進者の氏名を記入すること。
安全衛生推進者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任しなければならない(労働安全衛生法第12条の2、同規則第12条の2)。
- (15) 「雇用管理責任者名」欄には、1次下請負人の雇用管理責任者の氏名を記入すること。
雇用管理責任者は、事業場ごとに選任しなければならない(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条)。
- (16) 「一号特定技能外国人の従事の状況」欄は、一号特定技能外国人の従事の有無を○で囲むこと。
- (17) 「外国人技能実習生の従事の状況」欄は、外国人技能実習生の従事の有無を○で囲むこと。